

大分市水道１００年史編さん業務委託基本仕様書

１ 業務委託名

大分市水道１００年史編さん業務委託

２ 業務の目的

大分市の水道事業は、昭和２年の通水開始から、令和９年７月１０日をもって１００周年の節目を迎える。

本委託は、この節目を迎えるにあたり、これまでに先人が築き上げてきた１００年間の事跡を整理・保存して将来の事業運営の参考とするとともに、市民および水道関係者の大分市水道事業への理解と関心を深めることを目的として、記念史を編さんするものである。制作にあたっては、「大分市水道１００年史」の完成に至るまでの業務全般（企画、執筆、編集等）を委託し、民間の専門的なノウハウを活用することで、効率的かつ効果的な業務遂行および計画に沿った確実な記念史の制作を目的とする。

３ 履行期間

契約締結日から令和１０年３月３１日（金）まで

※本委託は、令和８年度を初年度として２か年度にわたり履行する業務である。

（前金払および部分払は行わない。本委託の支払いは、債務負担行為の設定に基づき、令和９年度（最終年度）の業務完了後に一括して行うものとする。）

４ 業務内容

（１）編集企画業務

- ① １００年史（電子版）および記念式典パンフレットの全体構成案（レイアウト、デザイン等）の企画・提案を行うこと。
- ② 契約締結から成果物納品に至るまでの工程管理、ならびに適切な進行スケジュールの策定および管理（進捗報告を含む）を行うこと。

（２）原稿作成および資料収集・分析業務

各成果物の原稿作成（これに伴う図・表・写真等の収集、加工および作成を含む）、ならびにそのための資料収集、調査および分析を行うこと。各成果物の想定頁数は以下のとおりとする。

① 大分市水道１００年史電子版（計２６８頁）

ア) 目次等の前付および参考文献等の後付：１２頁

イ) 口絵（写真、図解等）：１６頁

ウ) 給水開始から１００年間の内容を網羅した通史：２４０頁

※成果物は、大分市ホームページ等での公開に適した、最適化されたＰＤＦ形式のデータ

により納品すること。

② 大分市水道100周年記念式典パンフレット

ア) 100周年のあゆみなど：16頁

【資料収集および執筆に関する注意事項】

※頁数は概算（想定）であり、受託者の提案および大分市との協議により増減する場合がある。ただし、100年史電子版の合計頁数は268頁を基準とする。

※資料調査にあたっては、大分市上下水道局各課を訪問し、必要な資料を受領すること。受託者は受領した資料を整理・分析し、客観的な事実に基づいて執筆を行うこと。また、大分市上下水道局各課で保有していない関連資料についても、必要に応じて受託者が主体的に調査および収集を行うこと。

※本委託に使用する写真等は、原則として大分市が保有するデータを提供するが、掲載に必要な写真の選定、候補の提案、および不足する写真等の撮影・手配（機材および人員の手配、費用負担を含む）はすべて受託者の責任と負担において行うこと。

（３）編集業務

受託者が作成、または大分市から提供された原稿等について、内容の査読（不適切な用語の抽出、書き換えの提案、用字用語の統一）を行い、大分市と協議のうえ、適切にレイアウトを行うこと。

（４）校正業務

- ① 入稿した原稿について、一字一字を照合する突き合わせ校正（以下、「突き合わせ校正」という）を確実に実施すること。
- ② 突き合わせ校正を実施した原稿は、初校ゲラ（校正刷り）の提出と同時に事務局へ提出すること。なお、事務局において突き合わせ校正の実施有無を厳格に確認（チェック）するものとする。
- ③ 全編を通しての「執筆統一細則」を受託者側で策定・提案し、大分市の承認を得たうえで、当該細則に従って修正および校正を行うこと。

（５）電子データ（100年史）作成業務

作成する記念誌を、大分市ホームページ等で広く市民等に公開・閲覧できるよう、以下の条件を満たす電子データを作成し、納品すること。

- ① インターネットでの公開および閲覧に適したPDF形式とすること。
- ② 閲覧者の利便性を考慮し、目次検索およびキーワード検索が可能な仕様（テキスト検索機能の付加等）とすること。
- ③ 将来的な増刷や再利用を想定し、編集可能な印刷用版下データ（イラストレーター形式等、大分市が指定する形式）を別途提供すること。

(6) 成果物作成仕様（100年史電子版および式典パンフレット）

各成果物の仕様は、以下のとおりとする。

① 大分市水道100年史電子版

ア) 規格：A4判

イ) 組体裁：本文横2段組（22字×39行×2段＝1,716字／ページ）

ウ) ページ数：総計268ページ

（内訳：目次等の前付および参考文献等の後付12ページ、口絵16ページ、通史240ページ）

エ) 写真点数：約300点

オ) 図版点数：約100点

カ) 本文刷色（データ上の配色）：1色／1色（モノクロ）

キ) 口絵刷色（データ上の配色）：4色／4色（フルカラー）

ク) 電子データ納品媒体：DVD-R等の光ディスク（大分市が指定する媒体） 2枚

② 大分市水道100周年記念式典パンフレット

ア) 発行部数：1,000部

イ) 規格：A4判（並製本・中綴じ）

ウ) 印刷方法：オフセット印刷

エ) ページ数：16ページ（表紙含む）

オ) 刷色：4色／4色（フルカラー）

カ) 用紙：マットコート紙（菊判／Y76.5kg）または同等品以上

キ) 納品期限：記念式典開催前の、大分市事務局が指定する期日までとする。

※大分市水道100周年記念式典の出席者や広報イベントに来場した一般市民等への配布を想定し、年表、通史、主要施設など、大分市水道事業の概要を分かりやすく紹介する構成とすること。

(7) 100年史編さんに係る助言及び提案

受託者は、本委託の履行にあたり、発注者に対し、必要に応じて次の事項に関する専門的な助言、提案又は検討への協力を行うこと。

ア) 本文組見本の作成に関すること

イ) 他自治体等の記念史（年史）における優良事例の紹介

ウ) 本文頁の構成及び振り分けに関する検討

エ) 本文体裁（挿入資料、引用文、出典等）、用字・用語、数詞年号等の表記の統一に関すること

オ) 執筆要項、凡例、参考文献等に関する基準の統一

カ) 文体等の修正作業及び記述内容の精査に関すること

キ) 写真撮影に関する検討及び関係会議への参加（※ただし、4（2）に定める成果物作

成に必要な不足写真の撮影業務を除く。)

ク) 収集資料及び写真等の著作権処理並びに権利者への申請手続に関すること(※申請事務そのものは含まない。)

ケ) 図版のトレース及び表組み作成に関する検討

コ) 目次案との整合性の確保及び不足部分の追加に関する提案

サ) マスコミや他自治体等へのパブリシティ(広報・PR)に関する検討

シ) 収集した資料の効率的な整理及び保管方法に関する検討

ス) その他、本委託を円滑に遂行するために必要な事項

5 納品成果物

本委託における最低限の納品成果物は以下のとおりとし、詳細な構成、数量(媒体)、および納品時期については、受託者の提案に基づき、大分市と受託者の協議により決定するものとする。

- ① 大分市水道100年史電子版データ(閲覧用PDF、および編集可能な印刷用版下データ)
- ② 大分市水道100周年記念式典パンフレット(冊子現物: 1, 000部)
- ③ その他、本委託の遂行において受託者から提案のあった成果物等

6 著作権の帰属等

- ① 本委託において作成された成果物に関する著作権等の帰属および取扱い、募集実施要領および契約書の規定に従うものとする。
- ② 受託者は、成果物に第三者が権利を有する著作物(市販の素材データ、外部へ外注した写真・イラスト等を含む)を使用する場合、大分市が将来にわたり当該成果物を無償で自由に利用(WEB公開、印刷、一部改変等)できるよう、受託者の責任と費用負担において、必要な権利処理(許諾の取得等)をあらかじめ完了させておくこと。

7 その他

(1) 打合せ等の実施

本委託を円滑に遂行するため、受託者は契約締結後、速やかに大分市と初回打合せ(キックオフミーティング)を行うこと。また、業務の進捗状況の報告および方針の協議のため、大分市と受託者で合意したスケジュール、または大分市が必要と認める都度、随時打合せ(オンライン開催を含む)を行うこと。

(2) 疑義等の協議

本仕様書に定めのない事項、または本委託の履行において疑義が生じた事項については、その都度、大分市と受託者が誠意をもって協議し、その決定に従うものとする。

(3) 秘密の保持及び個人情報の保護

- ① 受託者は、本委託の遂行上知り得た一切の情報(大分市から提供された資料、写真、個人情報等)を、大分市の許可なく第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。また、本

委託終了後、又は契約解除後においても同様とする。

- ② 受託者は、「大分市個人情報の保護に関する法律施行条例」等に基づき、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(4) 再委託の禁止

- ① 受託者は、業務の全部を一括して、又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

(5) 事故・損害への対応

本委託の履行に関し、受託者の責めに帰すべき事由により、大分市又は第三者に損害を与えたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。